

令和6年第3回竹原市議会定例会議事日程 第5号

令和6年9月26日（木） 午前10時開議

会議に付した事件

- 日程第 1 議案第57号 令和5年度竹原市歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第 2 議案第58号 令和5年度竹原市下水道事業決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第 3 議案第62号 財産の取得について
- 日程第 4 議案第63号 令和6年度竹原市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 5 議案第64号 令和6年度竹原市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第65号 財産の取得について（追認）
- 日程第 7 議案第66号 特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 発議第6－7号 少人数学級、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合引き上げに係る意見書（案）
- 日程第 9 発議第6－8号 竹原市議会議員定数条例案
- 日程第10 閉会中継続審査（調査）について（2 常任委員会）

令和6年9月26日開議

(令和6年9月26日)

議席順	氏 名	出 欠
1	平 井 明 道	出 席
2	村 上 ま ゆ 子	出 席
3	蕎 麦 田 俊 夫	出 席
4	下 垣 内 和 春	出 席
5	今 田 佳 男	出 席
6	山 元 経 穂	出 席
7	高 重 洋 介	出 席
8	堀 越 賢 二	出 席
9	川 本 円	出 席
10	大 川 弘 雄	出 席
11	道 法 知 江	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	宇 野 武 則	出 席
14	松 本 進	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議 会 事 務 局 長 笹 原 章 弘

議会事務局係長 木 原 昌 伸

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	新 谷 昭 夫	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 部 長	向 井 直 毅	出 席
企 画 部 長	國 川 昭 治	出 席
市 民 福 祉 部 長	森 重 美 紀	出 席
建 設 部 長	岡 崎 太 一	出 席
教育委員会教育次長	沖 本 太	出 席
教 育 委 員 会 参 事	大 橋 美代子	出 席

午前１０時００分 開議

議長（大川弘雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１４名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

午前１０時０１分 休憩

午後 １時２０分 再開

議長（大川弘雄君） 休憩を閉じて会議を開きます。

お手元に議事日程第５号を配付いたしております。この日程のとおり会議を進めます。

日程に入るに先立ち、市長より発言の申出がありましたので、これを許可します。

市長。

市長（今榮敏彦君） 小学校教員用の指導書等の購入に関することにつきまして御報告させていただきます。

本年度の小学校教員用の教科書及び指導書の購入につきまして、予定価格が２，０００万円以上でありましたが、地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に反し、議会の議決を経ず購入をしていたことが判明いたしました。ここに議会及び議員の皆様に対し、心よりおわびを申し上げます。

これを受け、財産の取得に関する追認を求める議案を提出いたしますとともに、このたびの事案を重く受け止め、市長、副市長及び教育長の給与月額額の１０分の１を１か月減額する条例案につきまして併せて提出させていただくものでございます。

今後におきまして、議会の議決に付すべき財産の取得基準について職員に改めて徹底を図るとともに、契約事務手続を進める際のチェック体制をさらに強化し、このようなことがないよう再発防止対策に努めてまいります。

議員各位におかれましては、何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げまして、御報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） それでは、これより日程に入ります。

日程第１・日程第２

議長（大川弘雄君） 日程第１、議案第５７号令和５年度竹原市歳入歳出決算認定について

て及び日程第2、議案第58号令和5年度竹原市下水道事業決算認定についての2件を一括議題といたします。

本件は、決算特別委員会に付託となっていたものであります。よって、委員長の報告を求めます。

5番今田佳男決算特別委員会委員長。

決算特別委員会委員長（今田佳男君） それでは、委員長報告をさせていただきます。

決算特別委員会には、議案第57号令和5年度竹原市歳入歳出決算認定について、議案第58号令和5年度竹原市下水道事業決算認定についての2議案が付託されました。

審査の中での主な質疑を申し上げます。緊急浚渫推進事業に要する経費について、緊急浚渫推進事業が最終年度となるが、令和7年度以降も継続して竹原市の強靱化対策のために一般財源で対応していただけるのかという質疑があり、制度終了後は、一般財源による維持管理の中で、予算状況、事業規模を勘案しながら、優先度を定め、効率的な維持管理を行いながら、国、県に制度設計を求め事業計画の推進に必要な財源確保に取り組んでまいりますとの答弁がありました。

市税等の自主財源の確保について、令和6年度では、市税徴収額が約3億円の減少が見込まれる中、今後の各自主財源確保に対してどのように取り組まれるのかという質疑があり、少子高齢化や人口減少、固定資産税の減少が見込まれている中、債権確保対策委員会で目標収納率を設定し、引き続き休日などの徴収を行いながら、特に現年度分における納税の取組が滞納額が膨らむことを防ぐことにつながるため、より重点をおいて対応しているとの答弁がありました。

人事管理に要する経費について、近年緊迫する災害対応や、長期休暇する職員の代用、公務員の担い手不足等を考え、正規職員を増やしていくべきではないかとの質疑があり、人件費の増加の影響を考慮しながら、正規職員、会計年度任用職員が担っていく業務を精査する中で必要に応じて、正規職員の増員についても検討を進めてまいりますと答弁がありました。

未来企業人材育成事業補助金について、令和5年度の成果、地域との連携について質疑があり、令和5年度は6社のスタートアップが、環境関係の技術開発など多岐にわたる活動を実施して地域課題の解決や新たな事業の創出に向けた実証事業を行い、令和6年度も6社が本市での活動を継続し、雇用の創出や移住につながっている。また、中学生に新しい技術やアイデアに触れる機会を提供しており、広島大学発のスタートアップが本市で実

証活動を行う予定である。今後も市内事業者との協業による実証活動を進めていきたいとの答弁がありました。

農業振興対策に要する経費について、有機栽培で学校給食に食材を提供している自治体も増えている。持続可能で、若者が参入して耕作放棄地をなくし、農業が維持できるようにするために、どのようにされているのかとの質疑があり、国から優遇施策も出されていますので、活用して支援することにより、まずは有機肥料や減農薬に挑戦する農業者を増やしていきながら、有機農業へとつなげていきたいと考えています。今後も、国や県関係団体等と連携して、鳥獣被害対策をはじめ、申請事務などで農業者を支援してまいりたいと考えていますと答弁がありました。

物品調達に要する経費について、以前行政監査結果報告書で物品購入について契約規則が守られていない事例がある、との指摘があったが、令和5年度ではどのように改善されたのかとの質疑があり、このことは重く受け止めております。御指摘を受けた後、改めて各課で契約規則等に基づく契約事務が進められるように周知しました。今後も各管理職が目を光らせながら、財政課、会計課でのチェックもしっかりして、適正に事務が執行されるように努めてまいりたいと考えておりますとの答弁がありました。

市職員の長時間残業の解消については、残業時間が長期に渡って過密労働が常態化しており、職場環境の改善が必要ではないかとの質疑があり、業務量の均一化や時間外勤務の多い所属長への聞き取り等を行い、業務の改善に取り組む。一時的突発的な業務には会計年度任用職員の雇用で対応する。時間外勤務の削減が必要であり、時間外勤務の上限目標を定め、管理職員に対して業務の平準化を徹底することにしておりますと答弁がありました。

審査の結果、議案第57号令和5年度竹原市歳入歳出決算認定については賛成多数、議案第58号令和5年度竹原市下水道事業決算認定については全会一致で2議案とも認定することに決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（大川弘雄君） 委員長報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告に対する一括質疑につきましては、省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって、委員長報告に対する一括質疑につきましては、省略いたします。

これより順次討論、採決いたします。

議案第５７号令和５年度竹原市歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長報告は原案認定であります。

これより討論に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

１４番松本進議員。

１４番（松本 進君） 私は、議案第５７号２０２３年度、令和５年度の一般会計等決算認定に反対をいたします。

地方自治体の第一の仕事は、地方自治法の第１条の２に定める住民の福祉の増進を図ることです。また、日本国憲法第２５条は、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する、また国は全ての生活部面について社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと、国民の生存権や国の義務規定を定めています。

竹原市の後期高齢者医療の保険料は、収入がない人や月額収入１万５，０００円以下の人でも保険料は月額１，１４６円、年額１万３，７５２円が必要です。無収入など、高齢者本人に課税される保険料は、憲法第２５条の医療権、生活権を侵害しており、自治体独自の支援を強く求めたいと思います。

次に、竹原市の国民健康保険税は、滞納者等の生活を脅かしています。

国保税の滞納者３０７人のうち、所得１００万円未満、月額所得８万３，０００円未満は１９１人、滞納者の６２．２％です。国保税滞納者へのペナルティーは、資格証明書が３件、短期被保険者証が３９件の発行です。資格証明書の受診は、窓口負担が１０割支払わなくてはなりません。受診権の制限や生存権を脅かす事態になりかねません。資格証の発行は、直ちに中止を強く求めておきます。

所得１００万円で４人家族の竹原市国保税は、試算によると年額１７万１，７００円です。同じ４人家族の生活保護費は年額２０８万円余りが支給され、国民健康保険税の負担はありません。生活保護の生活水準を見ても、竹原市国保税がいかに重税であるかは明らかです。子育て支援などの対策として、竹原市国保税の負担軽減措置を早急に実施すべきであります。

介護保険の給付サービスで、特別養護老人ホームの待機者は８９人です。そのうち在宅

待機者は12人で要介護3以上ですけれども、決算年度には特別養護老人ホーム施設の増床の改善は取り組まれていません。

私は、昨年度の決算でも指摘、改善を求めましたが、遠のく介護離職ゼロ、家族の介護や看護のために仕事を辞めた人が2022年に10万6,000人を上回ることが総務省の就労構造基本調査で分かった。介護しながら働く人は360万人を超え、40から50歳代の働き盛りの世代が目立つ。高齢化が進む一方、労働力不足が深刻さを増しており、介護と仕事を両立できる環境づくりが急務だ。また、老老介護共倒れリスク、介護を受ける側もする側も65歳以上という老老介護の割合が昨年初めて6割を超えた。一緒に暮らしたい、施設への入所は経済的に厳しい、様々な理由でありますけれども、長期に及べば共倒れリスクも高まる、こういった報道があります。

私は、誰でも気軽に利用できる介護サービス、介護制度の構築を強く求めたいと思います。

次に、教育費についてであります。

教員の長時間勤務の解消は、教員の健康問題と同時に子供の学習権や健やかな成長を保障するためにも必要最小限の緊急課題であります。竹原市教育委員会が自ら定め取り組んでいる働き方改革の教員の時間外勤務が月45時間を超える、ゼロにする、この目標では決算年度末で15.8人です。この目標の早期達成と教員の残業時間ゼロの実現に取り組むべきであります。

また、小中学校教員の休憩時間の取得状況のアンケート調査を見ますと、休憩時間を自由に利用できているかに対して、おおむね自由に利用できる、この回答は29.2%しかありません。残りの70.8%は、全く自由に利用できない、時々自由に利用できていない日がある、こういった調査結果でした。

次に、休憩時間を自由に利用できない理由は何ですか。これに対して、業務を命じられるからが2.3%、その他の51.1%の内容の中には、授業の準備とか報告書があるから、こういった結果です。教員が休憩時間を自由利用できる職場環境の改善は急務であり、市教育委員会の責任で早急に改善することを強く求めたいと思います。

教員の長時間勤務を解決する鍵は、市教育委員会が取組の第一の柱に明記した教員の本来担うべき業務の整理であります。2つ目の柱は、教員の本来業務でない部活動指導の教員負担の軽減です。この教員の本来業務を整理、把握、分析して、具体的な解決策を再度強く求めます。

次は、義務教育に必要で教科書に準じる学級教材の保護者負担の解消です。

この負担軽減の施策が全く取り組まれていません。小学校は学級教材費、最高月額1,606円、年額1万7,666円、中学校では最高月額3,080円、年額3万3,880円となります。この副教材は学習教材に不可欠であり、子育て支援の施策からも市独自の保護者負担の解消を早急に取り組むべきと考えます。

次は、公共事業の在り方についてです。

新開土地区画整理事業は、事業期間の延長と事業費の増額が繰り返されています。1986年当初の土地区画整理事業費は38億7,600万円が、2028年度完成目標年度では総事業費51億3,200万円となり、増加の事業費は12億5,600万円、増加率は32.4%となります。

私は、当初計画の事業期間が7年から32年余りに延長される、巨額な事業費を投入しながら竹原市の経済波及効果、事業効果が本当にあるのか大変疑問であります。2023年度版の竹原市統計書を見ますと、その中にある卸小売業は1991年の事業所数767件、従業者数3,103人から、2021年度は事業所数286件、従業者数が1,843人となり、この32年間余りでは事業所数が481件減少し、減少率62.7%であります。従業者数は1,260人減少し、減少率40.6%台、大幅な減少であります。

新開土地区画整理事業は、長期間の巨額の投資にもかかわらず竹原市の人口減少を防止する有効な施策とはなっていません。この事業の凍結中止を強く求めたいと思います。

私は、昨年の決算でも指摘しましたが、今の公共事業等の在り方を抜本的に見直して、市民一人一人の命と財産を守る防災予防対策へシフトすることや、子育て支援や地元業者の仕事を確保するなど、竹原市経済のにぎわい振興に有効な施策を強く求めておきます。

次に、部落問題についてであります。

2002年3月末に同和問題の特別措置法が終結して22年余り、決算資料では竹原市内で部落差別事象は発生していません。私は、事業目的を終結した旧同和行政の施策である隣保館、地域集会所、教育集会所、部落解放同盟の補助金など、特別扱いする事業は即刻施設の廃止、全額削除を再度強く求めます。

最後に、市民サービスを支える市職員の勤務条件、労働条件の改善が本気で取り組まれていません。

決算資料では、残業時間が月80時間を超える職員数は9人、月45時間を超える職員数は29人です。また、年間最大残業時間689時間など、異常な労働環境となっていま

す。竹原市の行政執行の業務量に対する適正な人事配置とは言えません。過労死ラインの早急な是正や、業務量に見合う計画的な職員増員を図り、職員の健康管理と市民サービスの質、量の拡充を繰り返し強く求めるものであります。

以上で議案第５７号に対する私の反対討論といたします。

議長（大川弘雄君） 次に、２番村上まゆ子議員。

２番（村上まゆ子君） 私は、議案第５７号に賛成の立場で討論いたします。

令和５年度の普通会計決算は、歳入１６２億２，４５６万円、歳出は１５６億５，７５０万８，０００円で、決算額の推移としては前年度比の歳入は１９億１，２６５万２，０００円で１３．３％の増となり、歳出においては１９億２，４０５万５，０００円で１４％の増となっております。

歳入においての主な増の要因は、市税のうち固定資産税が、建物の新增築、大規模償却資産などにより増となり、歳出においての要因は庁舎移転事業、電気、ガス、食料品等価格高騰緊急支援給付金、緊急自然災害防止対策事業などにより前年度より増となっております。

財政運営の指標である経常収支比率は、前年度より１．８ポイント増加し９３．４％となりましたが、今後も継続して健全な財政運営を行っていただきたいと思います。

基金残高については、既存の基金残高から発生する運用利子やふるさと応援給付金などを積み立て、加えて令和４年度一般会計決算剰余金の一部を積み立てたことから、前年度より５億３，２７４万８，０００円増となり、基金残高は４年連続で増加した点は大いに評価できると考えます。

今年度で緊急浚渫推進事業は完了となりますが、災害を見据えた環境整備を定期的に行いながら、急な災害に耐えることができるよう、市民を守り、市民の未来のための事業計画と事業実施に努めてください。また、今後は歳入の減少が想定されますので、有利な財源の活用に努め、持続可能な財政運営が行われることを期待いたしまして、私の賛成討論といたします。

議長（大川弘雄君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席をお願いします。

採決の結果、起立多数であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

議案第５８号令和５年度竹原市下水道事業決算認定について、本案に対する委員長報告は原案認定であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席をお願いします。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

日程第３～日程第７

議長（大川弘雄君） 日程第３、議案第６２号財産の取得についてから日程第７、議案第６６号特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案までの５件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

企画部長。

企画部長（國川昭治君） ただいま議題となりました議案のうち、議案第６２号につきまして御説明申し上げます。

議案説明書その２の１０ページを御覧ください。

議案第６２号財産の取得について御説明申し上げます。

本案は、複合施設をはじめとする中心市街地エリアの一体的な再整備を進めるため、旧かつはら店舗建物を取得しようとするものでありますが、予定価格が２，０００万円以上

であるため、財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。どうぞよろしく願いいたします。

議長（大川弘雄君） 総務部長。

総務部長（向井直毅君） ただいま議題となりました議案のうち、議案第63号、議案第64号及び議案第66号の3議案につきまして御説明申し上げます。

議案説明書その2の11ページを御覧ください。

議案第63号令和6年度竹原市一般会計補正予算（第3号）について、その概要を御説明いたします。

初めに、歳出について御説明いたします。

総務費においては、公共用地先行取得事業に要する経費として公共用地先行取得事業特別会計繰出金1億1,789万円を追加計上しております。

教育費においては、行事運営に要する経費として施設用備品など100万円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります。歳出に係る一般財源として前年度繰越金1億1,889万円を追加計上し、収支の均衡を取っております。

以上により、歳入歳出それぞれ1億1,889万円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ171億6,514万2,000円とするものであります。

次に、議案説明書その2の12ページを御覧ください。

議案第64号令和6年度竹原市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）について、その概要を御説明申し上げます。

まず、歳出であります。公共用地先行取得事業に要する経費として用地取得費1億1,789万円を追加計上しております。

これに対し、歳入であります。一般会計繰入金1億1,789万円を追加計上し、収支の均衡を取っております。

以上により、歳入歳出それぞれ1億1,789万円を追加し、予算総額は歳入歳出それぞれ1億1,789万1,000円とするものであります。

次に、議案説明書その3の12ページを御覧ください。

議案第66号特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本案は、市長、副市長及び教育長の給与月額を、令和6年10月1日から令和6年10月31日までの間、10%減額する特例措置を定めるものであります。

本案は、小学校教員用の指導書購入について、条例で定める議会議決が必要となる金額を超過していたにもかかわらず議決を経ていなかったことに関して、責任を重く受け止め、給与を減額することとするものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） ただいま議題となりました議案のうち、議案第65号につきまして御説明申し上げます。

議案説明書その3の11ページを御覧ください。

議案第65号財産の取得の追認について御説明申し上げます。

本案は、令和6年度からの小学校教員用の教科書及び指導書の購入について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を経て取得すべきところ、これを経ずに買入れを行っていたため、議会の追認を求めるものであります。

この事業は、令和6年度の教科書改訂に当たり、新たに小学校教員用の教科書及びデジタル教科書に対応した指導書が必要となったことから、教員用教科書及び指導書を購入したものであります。

契約の相手方につきましては、教科書及び指導書を販売する市内業者が1社のみであることから随意契約とし、令和6年3月18日に契約金額2,587万2,298円で契約を締結したものであります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 説明が終わりました。

これより一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） 市長に、ちょっと今の議案の提案を受けてお尋ねしておきます。

1つは、議案第62号、議案第63号、議案第64号、この議案というのは市が施設整備するゾーンのエリアの中の財産を取得するという提案になっておりまして、市長もこの議案の取扱いの協議については議運でいろいろ議論がありました。結果的には、この3件の議案についてはもう少し慎重審議をすべきだということで、多数決で議運では取り下げ

ることが決まって、それが議長に報告され、市長と協議されたということは報告を受けております。

そこで、ここでお尋ねしたいのは、議運では取り下げると多数決で決まって、それを議長から市長に伝えた。市長は日程の取下げの変更をしないというその結論だけであつたのですけれども、私はそれではちょっと議運の決定の重みから見て、変更しないというだけではいかなかなということで、ここであえてお聞きしたいのは、市長が取り下げない理由が、こういう理由でどうしてもこの議案を提案しておきたいのだという、その理由をまずお聞きしたいということと、一括質疑ですから、次は議案第65号、議案第66号に関わって、議決すべき事項、教科書等の購入について議会の議決が要るのだけれども、それをしなかったということで報告があつたのですけれども、ここでお伺いしたいのは、なぜそういう議決事項が必要なことが、なぜしないで先ほどあつたような追認するような今回の提案になっているのか。なぜその議決ができなかったのかという、こういう理由が聞きたいのと、それとあとは、それに伴う減額、責任の取り方ということでしょうけれども、肝腎なことはなぜそういう議決を経ないで購入したのかと。その分と、今後の対策はどうされたのかをちょっと聞いておきたい。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、このたび議案を提案させていただきましたことについてでございますけれども、まずこれまでこの関連の内容につきましては、5月の議会、全員協議会をはじめ4回の特別委員会において、いろいろな解体費をはじめいろいろな内容について説明させていただいてきたところでございます。

そういう中で、今回市有地のみで整備する場合につきましても、7月の特別委員会でも説明させていただきましたとおり、やはり最低限の施設整備でも敷地のゆとりが少なく、進入路等の確保が困難であること、あるいは国道432号に高低差があり敷地利用に制限があるなどなどの説明をさせていただいたところでございまして、このたび駐車場を取得し活用することによりまして十分な整備スペースを確保できることから、柔軟性の高い施設整備が可能になることや、ゆとりある駐車場や屋外空間の確保に向けて従前のような民間機能の誘導が可能となり、市民ニーズに対応した施設整備につながるものと考えております。

現状として、この敷地内に複合施設と屋外空間、駐車場を整備するとともに、隣地に民間機能を誘導し施設整備を行うこととしております。こういったことから、このたび提案

をさせていただいたものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） このたび、条例の定めに基づく手続を行わずに大変申し訳なく思っております。

このたび、令和6年度からの小学校教員用の教科書、また指導書等の購入において、予定価格が2,000万円以上であったにもかかわらず、議会議決を経ずに取得してしまったということでございます。この理由ということでございますが、令和6年度の教科書改訂に伴う新たなデジタル教科書に対応した指導書等の購入に当たり、予定価格が2,000万円以上であったということではあったのですが、この議会議決が必要であるというこの条例のことについて認識に欠けていたというところがございます。

今後の再発防止ということでございますが、こうした条例で定めていることは職員一人一人がしっかり頭に入れておくことが必要だと思いますので、私も含め職員の条例等に対する意識を高めていくということが必要でないかと思っております。その上で、予算計上時において事前に議会議決が必要な案件なのかどうか課内で把握するとか、また債務負担行為の決議書、財政課等に合議するようになりますので、そういったところで組織的なチェックを行うとか、そういったことを行いまして再発防止につなげていきたいと、そのように考えております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） ちょっと今部長の答弁があったのですが、私が市長に聞いたのは、この市が整備するゾーンの中の一つの財産取得の分だということは、いろいろこれまで説明は一定受けているのですけれども、この議運の中でいろいろ議論されて、これを取り下げるべきではないかという主な狙いというのは、これは要するに十分な説明が、議会に対しても説明がされていないのではないかと、いろんな調査資料を含めて。ですから、焦ってこの施設ゾーンの中の、この議案で言えば旧かつはらとか駐車場のところですけども、これはやっぱり焦って議決するということはいかがなものかなということはあると言われて、議運としてはさっき言った取り下げる結論が出て、市長はそれを変えないよというのがあるから、もう少し市長の決意といいますか、議会の重みを私は軽視し過ぎるのではないのかなという、ちょっと不安に思うわけです。ですから、そこはきちっとこの大きな場で、この本会議の場でどうしてもこういう議案を通したいのだという市長の思いを

含めてやっぱり語るべきではないかなということが一つで、もう一回お聞きします。

それから、先生方の教科書の購入の件ですけれども、私はちょっと今話を聞いてびっくりするのが、2, 0 0 0 万円以上の購入の分で議決が要る条例そのものが認識不足なのか、ちょっとこれはそもそも論の原点のところ欠けているってことですよね。ですから、あとはチェック機能を組織的にというのがあったけれども、そこは教育長がぴしっとこういったことは本当に反省して、今まで本当の原点中の原点ですから、ちょっとここを忘れていたよと、忙しいから忘れていたというのは話の次元が違います。

ですから、もう少し教育長の責任で今事務事業なんかを見て、こういうことは絶対に起きないような仕組みをつくるよという決意がやっぱり要るのではないかなと思いますので。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、今回の提案についてでございますけれども、まず隣の駐車場、かつはらのエリアを含めているということについては、平成27年度からそういう整備計画で検討させていただいてきたところでございまして、このたび市庁舎の移転が、この年末年始に移転が完了するということから、具体的にこの整備計画が動き始めたということから、この隣地の財産取得の提案をさせていただいたものでございます。

また、説明につきましても、先ほどの繰り返しにもなりますけれども、議会運営委員会、特別委員会、4回におきまして説明をしっかりとさせていただいたものと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 教育次長。

教育委員会教育次長（沖本 太君） このたびの案件を含めまして、いかなる案件におきましても、竹原市職務権限規則における支出負担行為の決裁区分に基づいて、それぞれの職責に応じて決裁を行っておりますが、その決裁に関係したものの中で、しっかりこのたびも正式な事務手続に導くようなことができたのではないかと考えておりますので、しっかりその辺も踏まえて個人の認識をしっかり持つておくということと、組織的なチェック体制を講じることで再発防止を図ってまいりたいと、しっかり今後取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（大川弘雄君） 14番松本議員。

14番（松本 進君） この施設整備ゾーンの説明と経過を私は聞いているわけではありません。確かにいろいろ取り組んだ経過とかというのは説明があつて、議会にも一定説明されて、その議会があつて、それを私がちょっとここで確認したかったのは、いろいろ経過があつて議運ではもう少し慎重審議をすべきではないかという趣旨で、議運の多数決ではこの議案そのものを取り下げのべきだという結論は出たのです。この出た重みに対して、議長のほうを通じて報告があつたのでしょうけれども、この議決の議運の重みの分をどう認識するかということに関わる問題ですから、そこを聞いているわけです。

ですから、これまでの施設整備の取組を云々、しっかり説明したと。あなた方はそう思っているけども、議会側はそう受け止めていないから慎重審議すべきではないかという議決の議運での取下げという重みがある。この重みに対して、こういうこうだから市長として、こうだから議案を取り下げないのだ、そこの思いがやっぱり伝わらないから、市長に聞いているわけです。議運では市長がおられたわけですから。いろいろやっぱり議運で議論して、いろいろ説明経過はありましたけれども、議会としてはいろいろまだ極めていろんな調査、審議を含めて不十分だと、そして取り下げてほしいという結論が出た。この議運の決議の重みに対して何か取り下げませんというだけではあまりにもちょっと不親切ではないのかなというのがあつたから、私は感じましたから、そこはやっぱりきちっと市長の取り下げない理由、こういったこの議案の分についてはこういう思いがあるということを書いてほしかったなということでもあります。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 議会運営委員会に私も出席をしておりましたので、委員の皆さんの御意見というものは、その場で伺っているところでございます。その中で、今まで、先ほど部長が御答弁申し上げましたとおり、この事業推進に当たって議会のほうにも数度にわたり説明を加え、また議員全員の皆様への説明もその場でさせていただいてきたというふうに認識をしております。

今般、この議案を提案させていただいた背景には、そうしたプロセスを踏む中で、様々な意見はありますけれども、その上で今回の議案提案を行い、議員各位の御審議の上、御判断をお伺いしたいという強い思いを持って議案を提案し、先ほど来議長のほうからも議運の状況についての御報告をいただきましたが、私どもの思いとしては、議員の皆様がこの時点におけるこの議案、またはこの事業の推進についての御判断をぜひともいただきたいと思い上程をさせていただいているところでございますので、何とぞ御理解をいただき

たいというふうに思っております。

議長（大川弘雄君） ほかに質疑はありませんか。

7 番高重洋介議員。

7 番（高重洋介君） 議案第 6 2 号、議案第 6 3 号、議案第 6 4 号です。私はちょっと質疑のほうをさせていただきます。

先ほどから部長が言われたように、4 回の特別委員会と申しますが、1 回目はまず設立です、簡単な説明です。2 回目は、管財人の方が来られたお話です。3 回目、4 回目でやっとこのかつはらの件のお話が出てまいりました。その特別委員会の中でも、この旧かつはらの建物を取得すると。約 2, 2 0 0 万円です。そして解体するということですよね。2, 2 0 0 万円かけて、4 回目の特別委員会の中では担当課長が 1, 5 0 0 万円から 2, 0 0 0 万円かけて解体するというようなお話がございました。

となりますと、たとえ 1, 5 0 0 万円としましても、3, 7 0 0 万円というお金が解体する建物に、何も残らない建物に 3, 7 0 0 万円というお金、それと土地の購入費が約 1, 0 0 0 万円ということでございますよね。しっかりと説明してきたと言われますが、何人かの議員さんともお話ししましたが、このままでは賛成も反対もできないのです。もっと時間をかけて、特別委員会というものがございます。そこでしっかりとした議論をしていかないと、我々は市民に対して賛成しても反対しても、どうして賛成したのか、どうして反対したのか、そういった理由がないのです。

また、これだけのプロジェクトでございます。竹原で今後このようなプロジェクトはないと思います。私も今後竹原の若い子、これからの世代のために少しでも明るい材料があることは必要だと思います。しかしながら、今のままでは私たちは時期尚早というようなお話を議運の中で、6 名の議運の中で 4 名が反対、1 名が賛成というこの結果は重たいものだと思います。それを受け止めてどのような、先ほど市長からの説明もございましたが、十分な説明ができているというような見解でございます。

ただ、議会だけではございません。会議所には、商工業者たくさんの方々がこの庁舎問題を注目しております。注視しております。ましてや、会議所にも大した説明もなく、そして部会があります。商工部会の部会の中でも説明はございません。そういった中で、市民の皆様にとしっかりと説明して、今後の竹原のために力を合わせて頑張っていこうということが必要ではないかなというふうに思います。その点について御答弁をお願いします。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君）　まず、かつはらの建物の取得についてでございます。

確かに、こちらにつきましては5回目の直近の特別委員会のほうで説明させていただいたところでございますけれども、こちらの店舗建物につきましては、やはり先ほども説明させていただきましたとおり、この整備エリアについては平成27年度からこのエリアとして検討させていただいたところでございますが、そういった事業の都合上、今後市で解体することとなりますけれども、物件自身が平成2年建築ということで、非木造ということもございまして、現状では使用可能ということでございますので、建物の取得費が発生しているという状況ではございます。

これにより、また解体費がということではございますけれども、一方では市といたしましては費用がかかりますけれども、国のほうの財源確保等のめどが立っているということから、今回事業を推進する上で、取得し解体した上で建物の整備をしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、市民の方をはじめ商工会議所等への説明が不十分ではないかという部分ではございますけれども、現在市民の皆さんに対しましては、アンケート調査でどのような機能を持たせたほうがいいかというアンケートも実施させていただいたところございまして、併せてワークショップも昨年度から実施し、現在第5回まで終了しているところでございます。

そのような形で、まずは皆さんの御意見をいただきながら、どういう施設を整備しているかということで現在検討させていただいているところございまして、今後整備計画等が出来上がって、今回中心市街地ビジョン等策定、また基本計画等作成させていただいているところでございますが、それらがまとまり次第、また市民の皆さん等に説明させていただきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君）　7番高重議員。

7番（高重洋介君）　まとまってから説明では遅いのです。アンケートも、私中身を少し見させてもらったのですが、竹原市にこういうものが欲しいですかとか誘導するようなアンケートですよね。こういう施設をつくったら幾ら幾らかかります。皆さんはこれから大変ですよというようなアンケートではないですよ。でも、実際には大変になるのです。消滅地方自治体、また3号機が今後2030年に休止または廃止、でも恐らくこれは早まるでしょうという話でした。そして、今人口がどんどん減っていっている中、どのようにしてやっていくのですか。

そして、私が一番聞きたいのは、こういった複合施設は必要だと思います。しかしながら、この複合施設をつくったら何年後、竹原市の人口が増えなくとも少子化が、人口減少が少しずつ緩みますよとか、費用対効果です。効果が一つも言われていないのです。これをつくったらどうなるのかというものが無いのです。そういった説明もなしに70億円かかるものをたった3回、4回、5回って言われましたが実際には2回です、の説明で我々に判断しろと言うのですか。それは無理です。これで判断できるのだったら、もうその人たちの本当に意見が聞きたいです。

あと、議運で4名の委員が上程に反対したことについて、私は非常に重たいことだというふうに思っております。この件について、もう一度市長、自ら説明をこの場ではなく議運ですべきだったと私は思うのですが、その辺について、もう最後にします。よろしくお願いします。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） まず、アンケートでございますけども、確かにアンケートは数字等を選んでいくという部分でございますので、こういったものが欲しいかというような内容にはなっているところはございますけども、一方で自由に意見を書いてくださいというところについては、このたび270名近い方がたしか筆記いただいております、先ほど議員のほうからもございましたが、財政的に厳しいのという部分で、やはり非常に厳しい御意見をいただいているところも確かにあります。

ただ、そのほかの方については、やはりこの中心地にそういう複合施設ができることに對しまして非常に期待されている意見も多くございます。そういったことから、市といたしましても市民の皆さんが多くの方が集まっていただき利用いただいて期待に応えられるような施設について整備していきたいと考えているところでございます。

また、人口が減少する中ということでございますし、財政的にというところもございますが、人口減少の中でもやはり町の中心に多くの人が集まり、多世代の人が交流できる新たな機能を設けていくということについては、市民にとっては生活利便の向上につながるとともに、やはり市外からの来訪者も期待できることから、この取組自体が人口減少の歯止めをかける取組につながっていくものではないかというふうには考えているところでございます。

また、財政的にというところでございますが、こちらについてもこれまでの特別委員会で総事業費は約74億円程度ということで、あくまでも今の段階での見込みを説明させて

いただいておりますが、一方では国の補助金等の確保ということで、市の負担はおおむね3割程度ということで説明させていただいたところでございます。やはり、持続可能な財政運営ということは非常に大事だと考えておりますので、国の補助金の活用、また有利な財源を確保しながら、この事業については進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 3点目の質問で議員がお話しされた件について、先ほど来の説明に類似する答弁にはなりますが、私も委員会に出席しておりましたので、それぞれの委員の皆さんの御意見は拝聴いたしております。

その上で、先ほども申し上げましたけれども、今般の議案、またはこのプロジェクトに関しては相当程度の長い期間を有していろんな取組を進めてきたこと、また様々な市民の意見を伺っていること等を踏まえ、今般この事業を前に進めるということのスタート地点として、ぜひ議員の皆様の御判断を仰ぎたいという強い思いを持って、議長からのお話も伺いました上で、私ども理事者の考えを申し述べさせていただいたところでございます。

あくまでも議会の各それぞれの会議の意見というものは、それぞれの委員の、または議員の皆様の御意見として重いものもでございます。しかしながら、我々理事者として事業を執行する側において、やはり議会の議決を求めた上でそれを前に進めるというそのプロセスが重要とも考えておりますので、今般そのような判断をさせていただいたようなことでございますので、ぜひとも御理解をいただきたいと思っております。

議長（大川弘雄君） 13番宇野武則議員。

13番（宇野武則君） 先ほどから議会運営委員会の、これは常任委員会になって30年ぐらいになるのだろうと思います。私の1年生の折はまだ常任委員会ではなくて、全国市長会が強く国のほうへ要望して法改正になったということでございます。したがって、それぞれの審議をする独立機関です。

私は、この問題について昼休みの折に広島県と広島市へ議運の在り方について意見をお伺いいたしました。議会運営委員会で承認しないものは通らない、上げないという返事がありました。かなり濃い人に緊急にお願いしたもので返事もすぐ来ました。前代未聞の今回のやり方であります。これは、将来的には一応司法判断を求めないといけないなというような思いもありますが。

ただ、そこまでして市長、まずイズミの問題から出たのね、この問題は。そして、イズ

ミはまだ手つかずです。訴訟をしているのか何かもめているのかよく分からないが、駐車場はこの解体が入札済んだ後でもいいのです。買ってもいいし。こちら駐車場もあるし。そういうへ理屈は通らないのよ。だから、我々がしょっちゅう聞かれるのよ、今市民が大変興味を持って。いろいろな人に私は年配の人にも聞かれるのですが、やりようがないのよ。正しく答えようがない。だから、今こっちの駐車場を何で焦らなければいけないのかという。

それから、かつはらの解体解体と言っているが、何でかつはらの解体まで市民の税金を使わないといけないのか。本来の土地取引というのは、解体するのだったら土地の代金から解体費を引くのよ。引くのが実際の取引価格なのよ。それが一般的なんで。解体まで市が含めて、かつはらさんは三原でも商売しているのでしょう。何で竹原市が負担しなければいけないの。取引をするのならするように、解体を更地にして土地を買うのか、解体付で買うのなら土地の代金から解体費を引いて取引するのが普通なのよ。それどこでも聞いてみなさい。潰れかかった解体費まで受けるわけないのだから。目の前に解体がついていたら。そういうあなた方はむちゃくちゃやっているのよ今。30年の議運の歴史の中で初めてよ、こういうばけをやったのは。

私は市長、絶対下がりはないからの。あなた方が正当だというのなら正当でもいい。私は私の思いでやる。それは、こういう行政の型を崩してはいけない。特別な今回やり方よ。審議は反対多数であれだから、賛成反対は4対1だが。そういうものを何か訳の分からないことをやってごり押しして、9月まで何でしなければいけないの。管財人やら説得されとるか、誰かに説得されているのだろう。焦ることはないではない、ここをまだ解体、来年も再来年もかかるのだろうが。そういう邪道なことをやってはいけないのよ、行政は。原資は市民が汗水垂らした税金だから。軽々とやっちゃいけないのよ。だから、私は公金については妥協の余地はないといって絶えず言ってきたのよ、30年間。許容範囲がないから。今も条例違反してから図書購入したと言っていたが。1,000円使っても1万円使っても、公金の許容範囲というのはないのよ、税金だから。だから、私は公金については許容範囲、妥協の余地はないということを一貫して言ってきたのよ。そのぐらい税金というのは、だから公金、公の金ということになっているのよ。

だから、あなた方4,000万円だ、いくらだといって軽く言っているが、何でそこらも税金で賄わなければいけないの。相手は商売しているだろうが、三原で。ちゃっとやることをやりなさい。笑われるで、本当。だから、今言ったように県やなんかは、そりゃ議

会がしっかりしているから使用用途もちゃんとしているし物の判断がつくのよ、県やなんかは。広島市も私は聞いたのよ。議運で駄目なものは上げませんと言った。それ多数決が多いから。多数決で判断できるから。それに、いくらなんだといっても市長はあそこの福祉会館のところもそうでしょう。今誰も使う者がいないようになって、1億円近い金をかけて。責任は誰が取るのよ、そのようなものをして。草ぼうぼうで毎年草刈り、2回くらい刈るのだろう。一遍刈ったら10万円ぐらいかかるのだろう。トイレがない、飲む水もないところへ誰が市民が行くのか、何のためにやった、あれ。市内の一等地を10年間遊ばせているのよ。補助金補助金と言って。補助金をもらったらろくなことないのよ、しっかり考えないと。

そうやって、私は今回の問題は他の市町に大恥かくと思うがね。そのような禁じ手みたいなものを探してきて、このようなのを通したら前代未聞よ。総務省へ行っても国交省へ行っても、私はこんこんと説明しますから、こういうやり方をやったのだということを。その点どうですか、市長。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 先ほど来、御答弁申し上げておりますが、このプロジェクトの重要性というものは恐らく市民の多くの皆さん、そして議員の皆さんも御認識をいただいているところでございます。

今般提案した案件につきましては、いわゆる鑑定人等からの御判断も仰いだ上で、適正な額として今般議案として提案させていただいている背景もございますので、これは適切であるというふうに我々としては認識をしてございます。

エリア全体の整備計画範囲というものも、これも昨年来、以前から市民の皆さん、または様々な関係者の知見等を踏まえた上で、この整備エリアというものが適切であるということの判断の下に、今般議会のほうに、随時この間説明もさせていただいたところでございます。事業の推進手法、または法令に沿った適切な対応は当然のことながら進めなければいけませんし、これからもそのように認識した上で、議員御指摘のように公金の支出については、最少の経費で最大の効果を上げるべく、しっかりとした事業計画になるように今後も取り組んでまいりたいというふうに思っております。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） 今、最少の経費で最大の効果、それは当然なのよ。それなら、かつはらを無理に買わなくてもいいのよ。そしてイズミから見てください。イズミは四角、

正方形にするならするように形をつくれればいいのだから。かつはらまで全部買ったならハローワークまで皆買わないと正方形にならないのよ。どっちみち変形になるのよ、今のままだったら。水井のアパートや何か駐車場もなくなるのよ。判をもらえはしないよ、恐らく。イズミのところからこういうように来て、道路を隔ててかつはらのところでかわったら変形になるんだから。そういうことも何でもうちちょっと議論しないのかと言っているのよ。駐車場だけ慌ててやらなくてもいい。

本来なら、向こうから来たんだろ先に、破産管財人から。イズミの寄附の問題から立ち上がっているのよ。そこを抜かして時間がかかっているのだろ、何か問題があつて。だから、駐車場のほうを先行して取得するのだらう。あなた方のやり方というのは見え見えなのよ。一般市民が見たら、おかしいと思うのよ、誰でも。よっぽどぼけでなければ、本当。私らも頭がないからよく分からないが、しかし私はもう考え出したらもう寝られないぐらい考えるのよ。だから、大きな裁判というのは下水道と中四国フェリーを私はやったが、しかしそれは三方迷惑がかからないようにかからないように最大限の努力をして私はやった。中尾義孝さんだったか、市長は。迷惑かけては絶対いけないと思って。

しかし、今回は私は絶対下らないから。市長がそういうふうに押し通して、議会まで巻き込んで禁じ手みたいなことをやったのだから。皆責任があるのよ。100億円になるかという、こっちを増やしたら。今までは47億円だ、74億円だと言っていたが、これからどんどんどん500人前後で人口が減っていつているのに、高齢化比率も上がったなら税収は間違いなしに少なくなってくるのよ、もう自動的に。そういうものを行政に長くいた市長が冷静に考えないといけないのよ。

実際これやって、今部長らが言うような形になってこなかったらどうするの。将来、裸になってから財産を皆省いてからでも補填するという腹があるのだというのなら別よ。そういう判例が全国で出ているのよ今。強引な市長のやり方によって市民、納税者に負担かけたら敗訴しているのよ敗訴を、どんどん。私は絶対ここをやったからといって、県内から市外からだといって誰が来るの。今でも大久野島も町並み保存も今のままでは頭打ちになってくる。この前も言ったように、観光客というのはうちが何もしないでも観光資源さえじゃっじゃじゃっじゃ確保しておけば、ネットで皆調べてくるのだから今、田舎のど田舎でも。

だから、もうちょっと市長、何のために先行取得するのか、イズミのための一つの既成事実をつくっているのかなというような思いもあるのよ。これから皆、明らかになってく

るので、どっちにしても。これはもうちょっとやっぱり議会もわあっと賛成多数を確保しておけばいいわというような安閑としていたらいけないよ。市民のための政治だから。あなた、公約でそう言っているだろうが。一つも市民の中へ足をつっ込んで行かない。市長が来ましたと言ったの聞いたことがないで。私は、小坂市長のずっと、隆市長の市政を見てきているから。あの二十何年ストップした仁賀ダムでも、1か月で反対派を賛成に回したんだ。竹下虎之助のナンバーツーだったんだ、そういう信頼があった。だから、あれだけ仕事のできたのよ。今やっている仕事は全部残っているのだが、皆あの人がやったんだ。

だから、こういうように焦って、何で焦るのか、駐車場みたいなところへ。ここをまだ壊す計画書のほうが先だろうがなと思って。それで足りないから増やすというのなら分かるが、ぼかんと大きな、3階で建てるのを5階建てれば全部入るのよ。最後に市長の。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） もちろん、議会の御意見というものは賛成多数とかというふうな概念ではなく、お一人お一人に御理解いただくということを進めていかなければいけないというのは、理事者側としてのスタンスだというふうにも思っております。

その上で、それぞれ議員の皆様にはそれぞれの御意見があるわけでございますので、今般提案させていただいた背景は、この間も御説明申し上げましたとおり、様々な意見がある中でも、今現時点このプロジェクトを進める上において、今般提案した案件についての御判断をぜひお願いしたいとの思いで、先ほど来御説明のとおり議運の御判断もございましたが、議長のほうにもその旨、重たい判断ではありながらそのような御判断をいただきたいということで議長にもお話をし、議長の御理解をいただいたというふうにも私自身は考えているところでございます。

しっかりとした事業推進を図るべく、法令にのっとって着実に事務については進めていき、部長のほうで申し上げましたとおり、様々な事業計画においてはその都度議員の皆様へ説明の上、市民意見を反映しながら進めてまいり所存でございますので、ぜひとも御理解を賜りたいというふうに思っております。

議長（大川弘雄君） 13番宇野議員。

13番（宇野武則君） 今、補助金補助金といって自己負担は3割というようなことを言っているが、補助金は本当にこの事業、今の事業計画で申請できるはずないのよ。私は漫画だと言っているが、漫画よりもっと程度が悪い計画書だから。そのようなものでどんど

んどんどん国が補助金出していたら国が潰れてしまう、先に。今の補助金申請する申請の内容というものがあるでしょう、やっぱり。私は、今の計画書なんかで補助金が出ていたら、これは補助金以前の問題よ。国がよっぽど能がないのか。いつ補助金を申請するの。最後にお伺いします。

議長（大川弘雄君） 企画部長。

企画部長（國川昭治君） 補助金につきましては、今年度補助金を申請させていただくということでございまして、現在もう国、県を交えまして事前協議ということで内容について御相談させていただいているところでございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって一括質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第62号財産の取得についてから議案第66号特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案までの5件を総務文教常任委員会に付託いたします。

この際、会議時間を延長しておきます。

この後、直ちに総務文教常任委員会を開催し、審査終了後、本会議を再開いたします。

その間、暫時休憩いたします。

午後2時39分 休憩

午後5時28分 再開

議長（大川弘雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本会議の休憩中、総務文教常任委員会が開催され、付託案件の審査が終了したことから、先ほど議長に委員会報告書が提出されました。

お諮りいたします。

付託案件でありました議案第62号財産の取得についてから議案第66号特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案までの5件を日程に追加議題といたし、以降の日程を順次繰り下げたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって、付託案件でありました議案第62号から議案第66号までの5件を日程に追加議題とし、以降日程を順次繰り下げること

決定いたしました。

追加日程第1～追加日程第5

議長（大川弘雄君） 追加日程第1、議案第62号財産の取得についてから追加日程第5、議案第66号特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案までの5件を一括議題といたします。

本案は、総務文教常任委員会に付託となっていたものであります。よって、委員長の報告を求めます。

9番川本円総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長（川本 円君） 大変お持ちせいたしました。

それでは、先ほど行われました令和6年第3回定例会総務文教委員会の報告を行います。

このたび本委員会に付託されました議案は、議案第62号財産の取得について、議案第63号令和6年度竹原市一般会計補正予算（第3号）、議案第64号令和6年度竹原市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）、議案第65号財産の取得について、議案第66号特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案の5議案であります。

ここで、主な質疑、答弁を紹介しますと、議案第65号及び議案第66号については、いつ議決を受けていないことに気づいたかとの質疑に対して、9月25日付の新聞にて他市が議会の議決を受けていないとの報道があり、本市においても調査したところ同様であったため、今回の追加提案となった。再発防止についてはどうかとの質疑に対して、職員の研修はもとより、支出事務の手引などを活用するなど、職員の意識の向上を図っていくこととともに、2,000万円以上の予算については、予算編成時などに財政課、会計課、担当課が確認することにより、今後このようなことは発生しないように努めるとの答弁がありました。

次に、議案第62号、議案第63号及び議案第64号については、なぜ本定例会での提出となったのかとの質疑に対して、現在公共施設ゾーン再整備に向けてサウンディング調査を実施しているところではあるが、本定例会にて財産の取得が認められない場合、民間参入の意向を把握するためのエリアが確定できないこととなり、サウンディング調査が十分できない可能性もあり、その結果、公共施設ゾーン再整備に活用しようとしている国へ

の補助金申請に影響が出るとの答弁でありました。

以上、慎重審議を行った結果、議案第62号から議案第64号の3議案については賛成多数にて、また議案第64号及び議案第65号については全会一致にて可決となりました。

以上で総務文教委員会の報告とさせていただきます。

議長（大川弘雄君） 訂正。

総務文教常任委員会委員長（川本 円君） 訂正。ごめんなさい。

ごめんなさい。訂正いたします。

また、「議案第65号」及び「議案第66号」については全会一致にて可決となりました。失礼いたしました。

議長（大川弘雄君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより順次討論、採決いたします。

議案第62号財産の取得について、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

1 番平井明道議員。

1 番（平井明道君） 今回のかつはら駐車場取得について、議会運営委員会でまだ審議不十分で日程を否決したのにもかかわらず強行で上程したことは、民主主義の崩壊だと思います。竹原市議会に民主主義はありません。ルール也没有せん。

以上が私の反対理由です。

議長（大川弘雄君） 14 番松本進議員。

14 番（松本 進君） 今、同僚議員からも反対の討論がありました。私も、この議案に対して反対の立場から討論に参加したいというふうに思います。

この議案は、先ほどありましたように議案第62号、議案第63号、議案第64号に関わっては、私も議会活動の中で初めて議会運営委員会の中で多数決で議案の取下げという

ことが、私の議会の中でも初めての経験がありました。こういった重大な議会の運営に対して、市長は議会のルールといいますか、決まったことを結果的には無視するということに対して、まずやっぱり厳しく私は指摘したいと。こういったことはやっぱりやるべきではないということを厳しくやっぱり指摘したいというふうに思います。

それと、この議案第62号については、具体的には旧かつはらの財産の建物の取得でありますけれども、続く議案第63号、議案第64号と旧ゆめタウンの土地、駐車場の財産の取得等々が関連して出てきます。

ここで私が市長に申し上げたい、ここで反対討論としたいのは、この市が提案した施設の整備計画、そのイメージ図がありますけれども、こういった提案、市長が提案されてまちづくりをこういうことをしたいという一つの提案がされました。こういった大きな事業で、全体的には74億円という、概算ですけれども大きな事業費が組まれて、複合施設で言えば55億円とかいろいろこの概算の事業費が説明されておりますけれども、こういった大きな事業だからこそ、竹原市の中心的なまちづくりをどうするかという重大な問題だからこそ、竹原市議会としても調査特別委員会を設置してこの議論が始まったばかりというふうに私は認識しています。

こういった重大な問題を、議会として十分な議論が今からという中で、こういった具体的にはこの議案第62号、議案第63号等々で財産の取得を先行するということは、やっぱりあってはならないということだと思えるのです。具体的に言えば、旧かつはらの建物取得の問題でも同僚議員から指摘があつて、2,200万円弱の建物を取得する、そしてまたそれをすぐ解体すると。これは誰が見てもやっぱり税金の無駄遣いだと言われても仕方がないようなこと、これに対してなぜそういうことをするかと言ったら、この施設の整備のエリアを確保するということであつて、そういう説明がありました。しかし、税金の大きな無駄遣いになるのではないかということについては、やっぱり厳しく指摘せざるを得ません。

ですから、こういった慎重審議をやるべきことを執行機関自らが強行して部分的に採決に図るということは、私はあってはならないということだと思いますし、このことを強く指摘して、この議案には反対したいというふうに思います。

議長（大川弘雄君） ほかに討論はありませんか。

7番高重洋介議員。

7番（高重洋介君） 私も、この議案第62号、議案第63号、議案第64号の議案に反

対の立場で討論させていただきます。

数年前に、財政健全化ということで職員の給料もカットされ、1年で戻ったわけですが、その財政が非常に厳しい中で健全化ということで、これは職員だけではないのです。市民の皆様の団体の補助金もカットしております。ただ、その補助金はカットされたままです。

例えば、私の身近なところと言えば、軟式少年野球に関わってきました。補助金もカットされております。登録料とか試合のお金も徐々に保護者さんの負担になっているのです。三次のほうでは、例えばこういったスポ少とかバレーボールとかいろんな子供たちがスポーツをすることに補助金が出て、例えばグローブを買ったりボールを買ったりとか、そういう市もあるわけですけど、そういったことの市民の負担を戻さずに、またなおさら74億円もかけてこういう事業を行う。

その中で、先ほど松本議員が言われたように、その2、200万円で建物を買ってその解体をする、これ皆さんの税金で行うわけですね。そういった無駄はやる、自分たちのそういった無駄なことはどんどん進めていくわけですが、ある意味庁舎の中でも、例えばコピー1枚取るのでも口うるさく言われているような現状があると聞いております。コピー機も減らされ、コピーを取らずにやっていけと。これ二千何百万円、3,000万円あったら何枚コピーができるのかと。そういった職員の働く環境も悪化している中で、あえて進めていく、無駄を使っていく、全て市民の税金です。

そういったことを我々はもう少し議論して、自分の中でかみ砕いて、できれば前向きに考えたいのですが、このままでは議運の中でも取り下げしてほしいという意見が4名から、過半数から出たにもかかわらず取下げもせず、ましてやこんな重大な議案を9月の当初に出すのではなくて追加議案で出す、そういった追加議案で出せるような議案ではないのです。我々もしっかりと議論していかないといけないし、市民のために本当に必要であれば賛成もしたいし、ただそうした議論する場も与えてもらえない、この竹原市はどうなっているのかと本当に腹立たしい。あまりにもトップダウンでやり過ぎではないのでしょうか。賛成を、これを進めていただきたいのなら、本当に熱意を持って説明するべきです。それが私には欠けているということで、反対させていただきます。

また、これだけの議案でございます。できれば賛成した人の討論を、こういった形でしていくのか、今後この事業が進んでいく中、また財政健全化ということで職員の給料もカットされていく可能性が高いわけですね。そうした中、この議案に賛成できるのか、そ

ういったことも含めて時間が足りません。このままでは崩壊しますよ、本当に。市民に責任を持って説明ができる、皆さん市民の声を市政に届けると選挙のときには言っているわけですから、しっかりと市民に説明してください、この場で。

ということで、私は反対いたします。

議長（大川弘雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第63号令和6年度竹原市一般会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は、この議案第63号について反対いたします。

理由は、先ほども議案第62号議案で主には説明いたしましたけれども、これも本来こういった市が説明する施設設備の提案に対して十分な議論、これから始めようというときに強行的にこういった財産の取得だけをするということは、市民の税金の問題、無駄遣いも含めてもっと慎重に扱うべきだということについて、この議案についても私は反対したいというふうに思います。

議長（大川弘雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第64号令和6年度竹原市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私は、議案第64号に反対します。

反対の理由は、議案第62号、議案第63号で述べたような意見とします。

議長（大川弘雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第65号財産の取得について、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第66号特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案、本案に対する委員長報告は原案可決であります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席をお願いします。

採決の結果、起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8

議長（大川弘雄君） 日程第 8、発議第 6－7 号少人数学級、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合引き上げに係る意見書（案）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

3 番蕎麦田俊夫議員。

3 番（蕎麦田俊夫君） 少人数学級、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合引き上げに係る意見書（案）。

小学校の学級編制標準生徒数は、2021 年の法改正により 40 人から段階的に 35 人に引き下げられることとなりました。今後は、中学校、高等学校での早期実施が必要です。加えて、きめ細かい教育活動を進めるためには、さらなる学級編制標準生徒数の引下げが必要です。

学校現場では解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や養護教諭、栄養教諭、事務職員など少数職種の教職員定数の拡充が不可欠です。

教職員の働き方改革に伴う部活動の地域移行へ向けては、継続的な予算の確保が必要であり、さらに新時代に対応する教育環境整備に加え、物価高騰による教育予算の増大に対応するために、国による財政支援と十分な予算の確保が必要です。

義務教育費国庫負担制度につきましては、三位一体改革の中で国庫負担率が 2 分の 1 から 3 分の 1 へ引き下げられましたが、子供たちが全国のどこに住んでも同一水準の教育を受けられることを保障する日本国憲法に基づき、国の施策として学級編制定数改善に向けた予算を確保していただきますとともに、国会や政府におかれましては、地方自治体が計

画的に教育行政を推進することができるように、下記措置を講じられますことを強く要望いたします。

1、中学校、高等学校での35人学級を早期に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。

2、学校の働き方改革、長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種配置増など教職員定数改善を推進すること。

3、自治体で学級編制標準基準の弾力的運用の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。

4、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で、義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。提出先でございますが、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣を予定しています。

よろしく願いいたします。

議長（大川弘雄君） 説明が終わりました。

本案は、議長を除く議員全員の発議であります。よって、質疑、討論を省略し、採決いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9

議長（大川弘雄君） 日程第9、発議第6－8号竹原市議会議員定数条例案を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

1 番平井明道議員。

1 番（平井明道君） 地方自治法第 112 条の 2 により、賛成議員と連署して議長に提出させていただいた竹原市議会議員定数の改正。

提案内容、議員定数 14 名を 4 人減らし、定数を 10 人とする。

提案理由、市長、議長以下多数の市議会議員による大型複合施設強行姿勢により、2 万人程度の人口で 80 億円以上の巨費が投じられ、市財政が圧迫されることは明々白々です。そうなれば、今後夕張市のように市税や使用料の値上げ、子育てサービスの削減や高齢者サービスの切捨て、地域交流センターの廃止、縮小、市道や農道など修繕費の削減で、中央や忠海地区以外の地域は鹿やイノシシが走り回る生活を市民は余儀なくされるであろう。今後、さらに人口減少が進み、5 年後には 2 万人を切る中、地方交付税や電発 3 号機も休止目前であり、さらに厳しい行財政改革、職員の給与カットなどが行われていくことになる。財政運営ができなければ、東広島市や三原市との合併申出も検討していかなければならない。そうなれば、市内事業者は全滅することが予想できる。竹原市議会としては、そのような事態が想定される中でも大型複合施設強行に賛同される議員が多数おり、強行される節目の議会に、今後の市民生活にしわ寄せがないように、市議会としてはじめとして住民サービス財源確保のために議員定数の削減を提案する。

以下、今回の緊急提案の議員定数削減の理由について 5 点を説明する。

1 点目、旧イズミ建物の解体費の議論が尽くされていないことについて。

9 月末に、解体費が幾らになるか分からない市長の親族の旧イズミの建物の土地と建物の寄附を、議員全員の賛同もなく、議決を経ず寄附受納を強行する市長に対して市議会議員の多くは賛同している。これから幾らかかるか分からない民間の施設をなぜわざわざ受けるのか、賛同理由が不明である。将来、所在者不在で廃墟が中心部に残される懸念があると説明に受けたが、厳しい財政状況の中、まだ壊れてもいない民間施設を救済することは公平公正ではなく非常に不透明な寄附であり、所有者の一人は別に大会社を経営しているにもかかわらず解体の財力がないとは思えず、無責任極まりない。

この間、特別委員会で解体費について理事者側からる説明があったが、旧イズミ本体の調査ではなく、類似として旧福祉会館の例を持ち出して説明していたが、旧福祉会館の解体も地下にくいを残したままであり、民間の売却をする際にくいを引き抜く経費は差し引かれ、ただ同然の土地となっている。今後も駐車場か公園利用しかできない。旧イズミの解体費も、アスベストやくいの引き抜き費用は含まれておらず、その場しのぎの解体費

になっていることは破産管財人が説明したとおり明白である。特に、福祉会館はまだ市の所有であったため、幾らになろうと市に責任はあったが、今回は民間施設であり、わざわざ課題を背負う必要のない物件である。にぎわいづくりという訳の分からない説明では到底理解できない。民間は民間で対応してもらうべきである。このような意味不明な寄附行為において、本来市民の負託を受けた市政のチェック機関として市議会議員の役割が全く果たされていないことが1点目である。

2点目、旧イズミ建物、土地の必要性が議会で議論されていないこと。

今回の大型複合施設の用地については、旧イズミの土地、建物は必要ではなく、現在市が所有している土地で十分可能であるにもかかわらず、今では必要不可欠のような不自然な説明に変わっている。ましてや、旧イズミの土地には店舗など集客施設をつくと説明しているが、それならばなぜ民間所有者で対応しないのか。破産管財人は、明確に社会的責任などと市に押しつけるような発言をしていたが、実態は解体費が莫大になるため市に押しつけたようにしか思えない。旧イズミの土地は市には必要のない土地で、そこがなくても複合施設は可能です。にもかかわらず、議会から異論が出ず、強行させることに賛同する議員が多く、普通の一般常識からして非常に不可解である。

3点目、市長、副市長による議会多数派工作について。

この巨大複合施設を市長が強行する根拠として、市議会議員の多数派工作がある。私は、単に寄附を受けず現状の市所有の場所で可能であると言っているだけです。もし、今もイズミが経営していればそうなっていたはずである。結局、旧イズミの建物、土地所有者に便宜を図っていると言われても仕方のないことなのではないか。

私は、複合施設に反対しているわけではありません。にもかかわらず、特定の一部の議員には賛同の協力要請を秘密裏に行い、私どもには1回も説明はありません。何かやましいことがあるのではないか、それとも賛同された議員には何か特別な計らいが約束されているのか分かりませんが、今回の市長、副市長や議員の行動は、今市民の最大の関心事です。議論が尽くされず、市長の暴走を止められない市議会に対する目は、相当厳しいものです。市議会議員全員が、いま一度大いに反省すべきである。

4点目、議員定数4名減の正当性。

竹原市議会の定数は14名であるが、市民の声は数が多過ぎるという声が大半です。これは、市議会に対する不信感の表れであり、今回の大型複合施設強行についても、これから大きな市民運動が起きる可能性があります。私と有志議員で今できることは、議員定数

条例を改正し、定数を削減しながら今後の財政難に備えるしかないと考えている。定数減は4名で、財源は年間約2,700万円ほど節約できる。定数を減らすと市民の声が市政に届かないなどと言われる方がおられるなら、それは間違いです。広島市は議員が54名おられますが、人口は119万人、議員1人が2万2,000人、つまり竹原市と同じ人口を1人で務められています。現在の竹原市の議員1人当たりの人口は約1,600人程度で、これは13市の中で10番目に少ない人口です。つまり、議員定数は関係なく、あくまで質の問題です。議員定数はむしろ多過ぎるぐらいです。また、議員報酬にしても600万円ぐらいあり、竹原市民の生活レベルからしたら高額です。決して安くはありません。議員定数を14名から10名に減じた場合でも三次市と同程度で、13市中8番目です。決して議員が少ないわけではありません。

5点目、議論が尽くされていない大型事業強行による市議会の責任としての財源確保策。

今回の緊急提案は、市議会として定数削減論が尽くされていないのかもしれませんが、そもそも今回の大型複合施設強行も、議論が尽くされていないのにもかかわらず賛同される議員が多くあり、議会は形骸化して、単なる市長の追認機関と化している。このように、議論が尽くされず日程のとおり終わるだけの議会であれば、血税で負託を受けている議員がいる意味はない。今回は特に、竹原市政の今後を占う大問題であり、竹原市の存亡がかかっている。

私どもは、今の市長が提案する大型複合施設は議論が尽くされていないと考えているが、理事者は議論が尽くされていないにもかかわらず、厚顔無恥にもその事業開始となる市長の縁戚の旧イズミ駐車場や店舗買収の予算を今回上程している。市長や副市長による多数派工作により、時間が来れば自動的に議決できるという目算であろうが、これは議会軽視、市民不在の暴挙である。これだけ疑念が増している中、まともな説明もなく補正予算を通過させることなど、普通の議会であればあり得ないことである。ここは、議員各位が賛成、反対、もしくは議論が尽くされていない態度を旗幟鮮明にしなければなりません。

現在は、市長の暴走に賛同される議員が多くあり、それならばその最低限の責任として定数を削減し、市民サービスに影響がないように血税の節約を市民に約束すべきである。我々議員は、市長に仕えているのではない。竹原市民の皆様に仕えているのです。

以上が議員定数4名減の提案理由になります。

議長（大川弘雄君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

8 番堀越賢二議員。

8 番（堀越賢二君） 私はこの発議に対して反対の立場から討論させていただきます。

とはいえ、議員の中から出た発議でありますので、その件についてここで様々なそのものについて議論をするものは、本来あるべきものではないというふうには考えております。そして、言うなれば、議員定数の削減、議員数の定数の条例案ということですので、今回は議員定数を 10 にするという減の提案であります。

この件につきましては、この場において反対といいますか、賛成討論のような反対討論のようなどころはあるのは少し御理解をいただきたいところはあるのですが、議員定数の削減については、私は反対の意見は持っておりません。というのも、2 年前の市議会議員の改選前です。その 9 月の定例会中、議員定数の削減、これはもう選挙が 11 月に迫っておりましたから、議員定数の削減がどうしても必要だということで、ほかの議員さんの意見も聞きながら発議という形で出したいのだということの動きをした経緯もあります。

ただ、そのときにやはり慎重論といいますか、議論が尽くされていないということ、そして様々な手法を用いてもっと議論をすべきでないか、時期尚早であるということで発議に至りませんでした。しかしながら、私自身は選挙のときにおいても議員定数の削減は公約として申しております。

今回、こうした 4 名減の発議が出ましたけれども、今後これはそういうきっかけをいただいた大切な声なのかなというふうに思っておりますが、まずは全議員での様々な賛成する方、反対する方、また人数の問題、そして後の常任委員会の形、様々なことも議論した上で、まだ改選までは 2 年ありますので、しっかりと議員定数を減らしていくという議論は私もしていくことはここでお約束できます。そして、今回のこの発議に対して反対の意を表した議員さんでも、それは議員定数の削減に反対ではないといったような気持ち

はあると思います。そういうことも踏まえて、しっかりと全員の14名の議員の考え、そういったようなものをいま一度協議して、様々な意見を聞く必要があるかというふうに思います。

そして、市民アンケートというようなそのものは、現在広報広聴委員会といったような市民と議会という議会の広報紙を編集している委員会があります。そういった中で、以前も市民アンケートのような形を取って市民の皆さんの声を聞くということを、議会だより編集委員会のときに広聴の必要性ということでアンケートも行いました。

ですから、まだ2年ありますので、そういった市民の皆さんの意見を集めるといったようなアンケートもしながら、積極的に議員定数の削減といったようなものを議会として進めていきたいというふうに思っております。そして、2年後の改選のときには、14名でない、数字はどうなるか分かりませんが、議員定数が削減されたもので市議会議員選挙が行われるものと私は信じております。

また、そうした市議会がしっかりとそういうものを検討していくという大きな動きは進めていくべきであるというふうに思いますが、今回この発議として出されたものに対して、今ここで議員定数の削減は考えていますが、今回のこの発議についてはもう少し皆さんから声を聞いていただきたい、そして来月には今の体制が変わります。議会内の体制も変わるものだというふうに思います。そういった中で、発議として多くの議員の賛同を得た発議をしっかりと改めて出していきたい。そのときには、私も賛成の意を表したいと思います。

賛成討論のような反対討論になってしまいましたが、そういうふうな経緯がある、そういう思いがあるということは私一人の考えだけではないというふうに思いますので、そこは御理解をいただいて、皆さんに御理解をいただきたいというふうに思います。

以上をもって私の反対討論とさせていただきます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私も発議第6－8号市議会議員の議員定数を削減することについて、反対の立場から討論に参加したい。

この議員定数の削減というのは、議会制民主主義の根本に関わる大切な問題であります。4名という大幅な削減というのは、議員の大切な仕事の一つである住民の様々な声を要求実現する、あるいは執行機関のほうに届けて、その要求のために仕事をするということも大きな柱の仕事の一つだと私は思いますし、まちづくりについても、市民のいろんな

意見を聞きながら、こういったまちづくりをすべきではないかというような提案もできる。これが大きな議員の仕事だというふうに思います。

それと２つ目には、大切なことは、執行機関に対するチェック機能を十分に果たす、これが２つ目の議員の大きな仕事だと私は考えております。そういった立場から見て、今いろいろ大きな課題については賛成、反対の立場はあるのですけれども、しっかりとした執行機関に対する提案に対して、このチェック機能を果たす。いろいろ議案が、今大きな議案が出ておりますけれども、これに対して私は本当に議員として自らを振り返って、自分の活動を振り返ってやっぱり点検する必要があるということは大切だと思います。

ですから、住民の要求の実現と市議会の議会としての役割は、執行機関のことに対してのチェックを果たす、このことを十分やることを踏まえて、私は議員は活動をするのが大切だということを指摘させていただいて、この議案には民主主義の破壊に関わる、議会制民主主義の大幅な後退につながるということで反対したいというふうに思います。

議長（大川弘雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大川弘雄君） 確定いたしましたので、着席を願います。

採決の結果、起立少数であります。よって、本案は否決されました。

日程第１０

議長（大川弘雄君） 日程第１０、閉会中継続審査（調査）についてを議題といたします。

お手元に配付いたしておりますとおり、各常任委員会委員長から、会議規則第１１１条の規定に基づき閉会中の継続審査（調査）の申出がありました。

お諮りいたします。

それぞれの委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって、それぞれの委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決しました。

お諮りいたします。

議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大川弘雄君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上をもって今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

これをもって令和6年第3回竹原市議会定例会を閉会いたします。

午後6時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

竹原市議会議長

竹原市議会副議長

竹原市議会議員

竹原市議会議員